

南海トラフ地震防災対策計画（計画等に定めるべき事項）

①南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項

- ✓津波に関する情報の伝達等
- ✓避難対策（避難場所、避難経路、その他必要な対策）
- ✓応急対策の実施要員の確保等（具体的な要員の確保、指揮機能を持った組織の設置）

②時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

- ✓南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時における災害応急対策措置に関する事項
- ✓南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における災害応急対策措置に関する事項
- ✓南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における災害応急対策措置に関する事項

③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

- ✓南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施内容、方法等

④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- ✓職員等に対する地震防災上の教育の実施方法、方法等
- ✓教育の内容 例：地震や津波の知識、臨時情報の内容と発表時の職員の役割等
- ✓広報の内容 例：各地域における避難場所及び避難経路、臨時情報発表時の出火防止対策等

※赤字が南海トラフ地震臨時情報で追加になった部分。詳細は【対策計画の基本となるべき事項】(PDF)等を参照。